

平成 28 年 2 月 25 日

各 位

会 社 名 日本郵船株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 内藤 忠顕
コード番号 9 1 0 1
上場取引所 東証・名証各一部
問 合 せ 先 総務本部 会社法務専門監
千原 圭三
(TEL. 03-3284-5151)

当社取締役及び経営委員に対する業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 2 月 25 日開催の取締役会において、当社取締役及び経営委員（社外取締役及び監査役を除く。以下「取締役等」という。）の報酬体系を改定し、新たなインセンティブプランとして、業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入することにつき決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本制度の導入は、平成 28 年 6 月開催予定の第 129 期定時株主総会（以下「本株主総会」という。）の承認を得ることを条件といたします。

記

1. 本制度の導入

- (1) 当社は、取締役等を対象に、当社の持続的な成長への貢献意欲を高め、株主の皆様と利害を共有することを目的として、中期経営計画等で示す業績との連動性が高く、かつ透明性・客観性の高い役員報酬制度として、本制度を導入いたします。
- (2) 本制度を導入するにあたり、これまで金銭で支給していた基本報酬の一部を減額し、目標どおり業績を達成した場合、社長・会長の場合は基本報酬と株式報酬の割合がおおよそ 5 : 5、その他の業務執行取締役の場合はおおよそ 6 : 4 となるように設定しております。
- (3) 取締役等に対する本制度の導入は、本株主総会において本制度に係る役員報酬の承認決議を得ることを条件といたします。
- (4) 本制度を導入するにあたり、役員報酬 B I P (Board Incentive Plan) 信託（以下「B I P 信託」という。）と称される仕組みを採用いたします。B I P 信託とは、米国の業績連動型株式報酬 (Performance Share) 制度及び譲渡制限付株式報酬 (Restricted Stock) 制度を参考にした役員に対するインセンティブプランであり、B I P 信託により取得した当社株式を業績目標の達成度等に応じて取締役等に交付するものです。

2. 役員等に対する報酬の考え方

当社は、下記のとおり「役員等報酬決定方針・手続」を定めており、同定めにも則し、役員等に対し当社の持続的な成長に向け健全な中長期インセンティブが働く仕組みとして今般本制度を導入いたします。

(1) 役員等報酬決定方針

- ① 当社は、社内取締役及び経営委員の報酬制度を、当社の事業規模、内容及び人材確保の観点から同業及び同規模他社等の水準を勘案したうえ、持続的な成長に向けた健全な中長期インセンティブとなり、また株主と利害を共有するよう設定する。
- ② 社内取締役及び経営委員の報酬は、職責に基づく基本報酬と、会社業績に連動する業績連動型報酬により構成され、報酬の一定割合は自社株報酬とする。賞与は年次インセンティブとして、業績などの経営状況を考慮し、株主総会に提案する。
- ③ 業務執行に従事しない取締役、独立社外取締役及び監査役の報酬は基本報酬のみとする。
- ④ すべての取締役、監査役及び経営委員について役員退職慰労金はない。

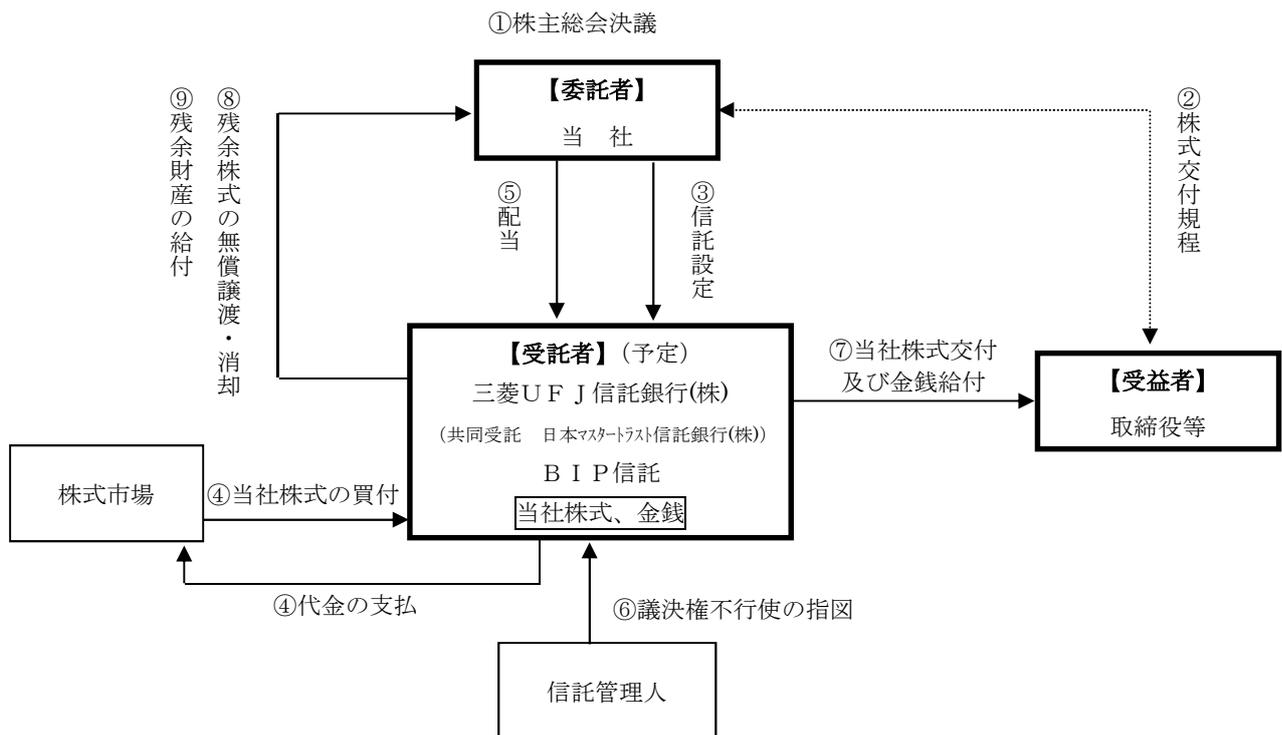
<本制度導入後の取締役等の報酬イメージ>

固定報酬	業績連動報酬	
	年次インセンティブ	中長期インセンティブ
基本報酬	賞与	株式報酬

(2) 役員等報酬決定手続

- ① 取締役の報酬額及び賞与額は、株主総会の決議による総額の限度内で、社長が提案し、独立社外取締役と意見を交換するなど、その関与を得て、取締役会において支給額を決定する。
- ② 監査役の報酬額は、株主総会の決議による総額の限度内で、独立社外監査役を含む監査役の協議により支給額を決定する。
- ③ 経営委員の報酬額及び賞与額は、社長が提案し、独立社外取締役と意見を交換するなど、その関与を得て、取締役会において支給額を決定する。

3. B I P信託の仕組み



- ① 当社は本制度の導入に関して、本株主総会において役員報酬に係る必要な決議を得ます。
- ② 当社は本制度の導入に関して、取締役会において役員報酬に係る株式交付規程を制定します。
- ③ 当社は①の本株主総会の決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託し、受益者要件を充足する取締役等を受益者とする信託（本信託）を設定します。
- ④ 受託者（本信託）は、信託管理人の指図に従い、③で抛出された金銭を原資として当社株式を株式市場から取得します。本信託が取得する株式数は、①の株主総会決議で承認を受けた範囲内とします。
- ⑤ 本信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が支払われます。
- ⑥ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 平成31年6月頃に、受益者は、当社の株式交付規程に従い、当社株式及び一定割合の当社株式を換価して得られる金銭を受領します。
- ⑧ 信託期間中の業績目標の未達成等により、信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の延長及び追加信託を行うことにより、本制度と同種のインセンティブプランとして本信託を継続利用するか、又は、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを無償で取得したうえで、その消却を行うこととします。
- ⑨ 本信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託留保金額の範囲内で当社に帰属する予定です。また、信託留保金額を超過する部分については、当社及び取締役等と利害関係のない団体へ寄附を行う予定です。

(注) 受益者要件を充足する取締役等への当社株式の交付により信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に信託が終了します。

なお、当社は、株主総会決議で承認を受けた信託金（株式取得資金並びに信託報酬及び信託費用の合計額）の額の範囲内、かつ、上限交付株式数（下記4.（5）に定める。）の範囲内で、本信託に対し、追加で金銭を信託し、本信託により当社株式を追加取得する可能性があります。

4. 本制度の内容

（1） 本制度の概要

本制度は、連続する3事業年度（当初は平成29年3月末日で終了する事業年度から平成31年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度とし、下記の信託期間の延長が行われた場合には、以降の各3事業年度とする。以下「対象期間」という。）を対象として、毎年の業績達成度等に応じたポイントを算定し、対象期間経過後に、その累積ポイント数に基づいて算出される株式数のうちの一部を当社株式で、残部をその市場売却価額相当額の金銭で（以下、これら当社株式と金銭を併せて「当社株式等」という。）、役員報酬として交付及び給付（以下「交付等」という。）するインセンティブプランです。

当社は、信託期間の満了した既存のBIP信託の延長及び追加信託を行うことにより、本制度を継続的に実施することがあります。

（2） 本制度の導入に係る本株主総会決議

本株主総会において、本信託に抛出する金額の上限及び取得する株式数の上限その他必要な事項を決議します。なお、信託期間の延長を行う場合（下記（4）参照。）は、本株主総会で承認を受けた範囲内で、信託期間の満了時において信託契約の延長及び追加信託を行うことを取締役会の決議によって決定します。

（3） 本制度の対象者（受益者要件）

取締役等が本信託における受益者たるためには、以下の要件を充足する必要があります。

- ① 対象期間中に取締役等であること（対象期間中新たに取締役等になった者を含む。）
（※1）（※2）（※3）
- ② 国内居住者であること
- ③ 自己都合又は解任等により退任した者、在任中に一定の非違行為があった者又は会社に許可なく同業他社に就職した者でないこと
- ④ 本人確認書類その他信託契約及び株式交付規程に定める書類を同規程の定める日までに会社に提出すること
- ⑤ その他本制度の趣旨を達成するために必要と認められる要件で信託契約又は株式交付規程に定めるもの
（※1）制度対象者である取締役等が退任する場合は、所定の手続きを経た後遅滞なく、退任時までの累積ポイント数に対応する算定基礎株式数の50%（単元株式数未満は切り捨て）の交付を受け、残りの50%相当数の株式については市場売却価額相当額の金銭の給付を受けるものとします。
（※2）制度対象者である取締役等が取締役等の在任中に死亡した場合は、所定の手続きを経た後遅滞なく、死亡時までの累積ポイント数に応じた算定基礎株式数の当社株式を市場で売却して得られる金銭について、当該取締役等の相続人が受託者から給付を受けるものとします。
（※3）対象期間中に国内非居住者となった場合は、その時点までの累積ポイント数に応じた算定基礎株式数の当社株式を市場で売却して得られる金銭について、受託者から給付を受けるものとします。

（4） 信託期間

約3年間（当初は平成28年8月3日（予定）から平成31年8月末日（予定）までの約3年間）とします。なお、信託期間の満了時において、信託契約の延長及び追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあり、延長後の信託期間が終了する場合も、繰り返し延長することがあります。その場合、当社は延長された信託期間毎に、本株主総会で承認決議を得た信託金の上限額の範囲内で追加拠出を行い、引続き延長された信託期間中、取締役等に対するポイントの付与を継続します。

ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式及び金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、本株主総会で承認を得た信託金の上限額の範囲内とします。

（5） 取締役等に交付される当社株式数

信託期間中の毎年6月1日（同日が営業日でない場合には、翌営業日とする。）に、取締役等（対象期間中新たに取締役等となったものを含む。）に対して、役位並びに中期経営計画達成度、各年度の事業予算に基づく期初の連結業績予想達成度及び前年度実績比較に基づきポイントを付与し、本制度の最終事業年度経過後の直後の6月頃（初回は平成31年6月頃）に、3年間の累積ポイント数（以下「株式交付ポイント」という。）に基づき当社株式等の交付等の基礎となる株式数（算定基礎株式数）を決定します。（※4）1ポイント当たりの当社株式は1株とします。（※5）

（※4）連結売上高、連結営業利益、連結経常利益、親会社株主に帰属する連結当期純利益、EBITDA及びROEを各計画等の業績連動指標として使用します。

(※5) 信託期間中にポイント数の調整を行うことが公正であると認められる株式分割・株式併合等の事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じた調整が行われます。

(6) 取締役等に対する当社株式等の交付等の方法及び時期

(3)の受益者要件を充足した取締役等は、本制度の最終事業年度経過後の直後の6月頃(初回は平成31年6月頃)に、株式交付ポイントに対応する算定基礎株式数の50%(単元株式数未滿は切り捨て)相当数の当社株式の交付を受け、残りの50%相当数の株式については市場売却価額相当額の金銭の給付を受けるものとします。

(7) 本信託に拠出される信託金の予定額及び本信託から交付される当社株式の予定株数
当社が、本信託へ拠出する信託金の金額は20億円(※6)を上限とします。

(※6) 本信託による株式取得資金並びに信託報酬及び信託費用の合計額となります。

なお、本株主総会において、本制度について拠出することのできる金額の上限を20億円として承認決議を得ることを本制度導入の条件としており、この決議がなされた場合、当社が本制度に拠出できる信託金の金額は決議された上限に服することになります。

本信託において本制度の最終事業年度経過後の直後の6月頃(初回は平成31年6月頃)に、上記(5)により交付される当社株式の総数は、10,000千株を上限とします。この上限株数は、上記の信託金の合計上限額を踏まえて、直近の株価水準等を参考に設定しています。

(8) 本信託による当社株式の取得方法

本信託による当初の当社株式の取得は、上記(7)の株式取得資金及び上限交付株数の範囲内で、株式市場からの取得を予定しています。

(9) 本信託内の当社株式に関する議決権行使

本信託内にある当社株式(すなわち上記(6)により取締役等に交付等が行われる前の当社株式)については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

(10) 本信託内の当社株式に係る配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、本信託の信託報酬及び信託費用に充当されます。信託報酬及び信託費用に充当された後、最終的に信託が終了する段階で残余が生じた場合には、当社及び取締役等と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

(11) 信託期間満了時の取扱い

対象期間における業績目標の未達成等により、信託期間満了時に残余株式が生じた場合は、信託契約の延長及び追加信託を行うことにより、本制度と同種のインセンティブプランとして本信託を継続利用することがあります。信託期間満了により本信託を終了させる場合には、株主還元策として、本信託から当社に当該残余株式の無償譲渡を行い、当社はこれを取締役会決議により消却します。

(ご参考)

【信託契約の内容】

- ① 信託の種類 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- ② 信託の目的 取締役等に対するインセンティブの付与
- ③ 委託者 当社
- ④ 受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社（予定）
（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（予定））
- ⑤ 受益者 取締役等のうち受益者要件を充足する者
- ⑥ 信託管理人 当社と利害関係のない第三者（公認会計士）
- ⑦ 信託契約日 平成28年8月3日（予定）
- ⑧ 信託の期間 平成28年8月3日（予定）～平成31年8月末日（予定）
- ⑨ 制度開始日 平成28年8月3日（予定）
平成29年6月1日（予定）よりポイントを付与
- ⑩ 議決権行使 行使しないものとします。
- ⑪ 取得株式の種類 当社普通株式
- ⑫ 信託金の上限額 20億円（予定）（信託報酬・信託費用を含む。）
- ⑬ 株式の取得時期 平成28年8月8日（予定）～平成28年8月末日（予定）
（なお、決算期（中間決算期、四半期決算期を含む。）末日以前の5営業日から決算期末日までを除く。）
- ⑭ 株式の取得方法 株式市場から取得
- ⑮ 帰属権利者 当社
- ⑯ 残余財産 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。

【信託・株式関連事務の内容】

- ① 信託関連事務 三菱UFJ信託銀行株式会社（予定）がBIP信託の受託者となり信託関連事務を行う予定です。
- ② 株式関連事務 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（予定）が事務委託契約書に基づき受益者への当社株式の交付事務を行う予定です。

以上